

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北工業大学の行動指針（BCP）

\*レベルの判断は、国、地域、本学の状況を総合的に勘案して決定します。

\*この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

2020年9月1日改訂

レベル	目 安	授業 (研修・大学院授業／卒論・研究)	学生の課外活動	学内会議	出張	研究活動	勤務体制	キャンパスへの入構管理		
								教職員	学生	学外者
0	国内で感染が収束	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常 (守衛室で入構管理を行います)
1	国内で感染者が認められる	オンライン授業を中心にを行い、一部、感染対策に配慮して、対面授業も行うこともできます。 (担当教員の指示確認の下、感染対策を施し研修・大学院授業／卒論・研究を行うことができます)	感染対策を施した課外活動を許可します。	感染対策に配慮して、対面会議も行いますが、オンライン会議を推奨します。	感染拡大地域への出張は原則禁止します。 但し、その他の出張先については、感染状況を確認し感染対策を行ったうえで認められます。	感染対策に配慮して、研究活動を行うことができます。	通常	通常	不要不急の入構禁止	感染拡大地域からの入構は、原則禁止します。(学校運営上必要な場合は、所属長の許可を得て認められます) ◆守衛室で入構管理必須
2	県内で感染拡大の兆しがある	オンライン授業を積極的に実施します。ただし、感染対策に配慮して対面授業を実施することができます。 (担当教員の指示確認の下、感染対策を施し研修・大学院の授業を行うことができます)	原則禁止	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨します。	県外への出張は原則禁止します。 但し、業務上やむを得ない場合、学部長等(局長)の許可を得て認められます。	研究活動は続行できますが、感染対策に配慮しつつ、現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討します。		通常	原則禁止 ※入構する場合は、研究指導教員等の許可を得て認められます。	原則禁止 (学校運営上必要な場合は、所属長の許可を得て認められます) ◆守衛室で入構管理必須
3	県内で感染拡大し、一定の行動制限がでた場合又は国から宮城県以外で緊急事態宣言が発令	オンライン授業のみ ※自宅にICT環境がない場合は、所属長の許可を得て大学内で行うことができます。	全面禁止	原則として、オンライン会議のみ (経営の意思決定等に係る会議は除く)	原則禁止	◆現在進行中の実験・研究を継続するために必要な最小限の研究室関係者のみ、研究室主宰者の許可の下で研究室への立ち入りが可能です。 ◆立ち入る研究室関係者は、現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業とします。	一部業務の遅滞、事後処理を許可し、業務の性質に応じ所属長の許可を得て時差出勤と5割程度の在宅勤務とします。 (出勤者同士の面談を極力避けることとします。)	通常	原則禁止 ※入構する場合は事前に局長の許可を得て認められます。 (申請制)	原則禁止 (学校運営上必要な場合は、所属長の許可を得て認められます) ◆守衛室で入構管理必須
4	学内で感染者が発生(入構)した場合又は国から宮城県に緊急事態宣言が発令	オンライン授業のみ ※自宅にICT環境がない場合は、学部長等の許可を得て大学内で行うことができます。	全面禁止	原則として、オンライン会議のみ (経営の意思決定等に係る会議は除く)	禁止	◆以下の研究室関係者のみ、研究室主宰者の許可の下で、研究室への立ち入りが可能です。 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の者 2) 進行中の実験の終了または中断する業務に関わる者 3) 生物の世話、液体窒素の補充など研究材料やサーバー等の維持のために一時的に入室する者 ◆研究室主宰者は、立入許可者名を事前に連絡願います。 ◆守衛室で入構記録を残します。	現在進行中の重要な業務を継続するために必要最小限の者が学部長等(局長)の許可を得て短時間出勤する体制とし、7割程度の在宅勤務とします。 (出勤者同士の面談を極力避けることとします。)	事前に学部長等(局長)の許可を必要とし、入構記録を残します。	原則禁止 ※入構する場合は事前に学部長および局長の許可を得て認められます。(申請制)	原則禁止 (学校運営上必要な場合は、学部長等(局長)の許可を得て認められます) ◆守衛室で入構管理必須
5	学内で集団感染が発生	オンライン授業のみ ※自宅にICT環境がない場合は、学部長等の許可を得て大学内で行うことができます。	全面禁止	オンライン会議のみ (経営の意思決定等に係る会議は除く)	禁止	◆大学機能の最低限の維持のために必要な場合に限り、学部長等組織代表者の許可の下で一時的に研究室への立ち入りが可能です。 ◆学部長等は、立入許可者名を事前に守衛室へ連絡します。 ◆守衛室で入構記録を残します。	出勤して行わなければならない緊急的業務は学部長等(局長)の許可を得て行い、それ以外は、在宅勤務とします。	事前に学部長等(局長)の許可を必要とし、入構記録を残します。	禁止 ※入構する場合は事前に学部長および局長の許可を得て認められます。(申請制)	原則禁止 (学校運営上必要な場合は、学部長等(局長)の許可を得て認められます) ◆守衛室で入構管理必須